

総人件費改革の実行に伴う国家公務員の  
配置転換、採用抑制等の枠組みについて平成 18 年 3 月 31 日  
行政改革推進本部了承

国の行政機関の定員について、事務事業の見直しにより純減を行うに当たり、当該事務事業に従事する職員の異動を円滑に行うための平成 18 年度以降の配置転換、採用抑制及び研修の基本的な枠組みは概ね以下のとおりとし、具体的内容については今後さらに検討を進める。

## 1 配置転換、採用抑制等の実施

## (1) 採用抑制の実施

事務事業の見直しに伴い定員の純減を行う部門（以下「要合理化部門」という。）においては、その削減の内容に応じ、当該部門に係る職員の退職によって生じた欠員については、採用による補充を行わず、ないしは採用の抑制を行う。

その他の部門においては、長期的な雇用戦略や要合理化部門との職務内容の親和性にも配慮しつつ、職員の受入れが見込まれる職域・職種について、一定の採用抑制を行う。なお、要合理化部門を所管する府省においては、一層の自主的努力を行うものとする。

## (2) 配置転換・研修の実施

要合理化部門における定員の純減に伴い、職員の異動が必要となる場合は、その他の部門において、(1)の措置で生じる欠員への配置転換を行う。この場合、従来と異なる職域・職種の職務に従事することにかんがみ、円滑な職務遂行に資するため、必要な研修を行う。

なお、職域・職種等に応じた効果的な研修の在り方その他配置転換を円滑に実施するための実効ある方策について、検討を進める。

## 2 計画の策定及び実施体制

## (1) 配置転換・採用抑制に係る全体計画の策定

本年 6 月頃までに決定される定員の純減に係る個別実施計画の内容を踏まえ、行政改革推進本部において配置転換・採用抑制に係る全体計画を策定する。

## (2) 各年度の実施計画の策定

上記全体計画に沿った取組を具体的に推進するため、翌々年度採用に係る採用抑制、翌々年度以降の配置転換に係る翌年度における諸準備に係る実施計画を、各年初に策定する。ただし、18年度実施計画については、全体計画策定後速やかに策定する。

## (3) 実施計画の策定及び実施のための体制

上記実施計画を策定し、及び計画に沿った取組を政府全体として推進するため、内閣に、国家公務員雇用調整本部(仮称)(以下「本部」という。)を置く。

地方ブロック単位での取組の推進のため、本部の下にブロック機関等の責任者で構成する地方推進協議会(仮称)を置く。

## 3 当面実施する事項

内閣官房を中心に本部の発足、全体計画の策定等に向けた諸準備を早急に進める。

配置転換のための平成19年度採用の抑制に係る対応として、各府省は、当面、1による配置転換を平成19年度から22年度にかけて円滑に進めるためには、当該4年間における新規採用において、専門資格職種を始めとして配置転換により所要の職員を充てることが困難な職域・職種を除けば、全体として、本来採用が予定されるうちの少なくとも3割程度を目途として抑制する必要があると見込まれることを念頭に採用活動を進めるものとする。

本年1月6日の閣僚懇談会において示された年度途中の採用の抑制の取組を平成18年度においても継続する。

## 4 その他

### (1) 全体計画の確実な実施等

配置転換を円滑に進めるため、対象者への十分な説明と説得を行うとともに、その進捗状況を踏まえ、全体計画の確実な実施を図るための方策を検討する。

### (2) 国の行政機関以外への移籍等

要合理化部門の職員が国の行政機関以外へ移籍すること等も可能となるよう、関係者への情報提供その他必要な取組を行う。